

(社)日本小児科学会 会長 衛藤 義勝 ㊞
(社)日本小児科医会 会長 師 研也 ㊞
(社)日本小児保健協会 会長 村上 睦美 ㊞

タバコ自動販売機の廃止を要望します。

昨今、子どもたちへの健康教育の一環として喫煙防止教育が進められていますが、いまだに多くの子どもたちがタバコに手を出しているのが現状です。その大きな原因はタバコの自動販売機にあります。タバコ自動販売機は、子どもたちが容易にタバコを購入できる状況を作り出しており、実際に子どもたちがタバコを入手する先は、自動販売機が最多です(総務庁青少年対策本部・青少年とタバコ等に関する調査研究報告書、平成 13 年 1 月)。

薬物に手を出した者のほとんどが子どもの時に喫煙を始めていることから、タバコは「入門薬物」と呼ばれており、喫煙行為は子どもたちを非行や犯罪に走らせるきっかけにもなっています。全国の 63 万台ものタバコ自動販売機は、子どもの健全育成を妨げる大きな要因となっているのです。

そもそも「未成年者は吸ってはいけない」と法律で決まっているものを、自動販売機で誰でも買えるように販売している光景は世界の中でも異様であり、法律に違反しています。

「健康日本 21」においては、2010 年までに未成年者の喫煙をなくすことが目標とされていますが、タバコ自動販売機が存在する限り、この目標の達成は不可能と思われます。たとえ自動販売機に年齢識別装置を設けても、これはカードを識別するのみで、使用している個人を識別するものではないため、多くの抜け道があり、未成年者による購入を防ぐことは困難です。

タバコ自動販売機は、子どもたちが様々な害悪からしっかり守られていない現在のわが国の社会を象徴するものと言えます。子どもたちを様々な危険や害悪から守り、子どもたちが健やかに育って行ける社会環境を築くことが、大人の大きな責任です。そして、子どもたちの健全育成こそ、現在のわが国にとっての最重要課題です。子どもを大切にしない国に未来はありません。

子どもたちを本当に大切に育む社会を築く第一歩として、我々小児に関わる医師や保健関係者はタバコ自動販売機の廃止を要望します。

2005 年 2 月に発効した「たばこ規制国際枠組み条約」では、タバコ自動販売機に対する厳しい規制を定めています。この条約にはわが国も批准していますが、この条約の下で、わが国のタバコ自動販売機に対して今後どのような対策を講じられるのか、貴省の御見解を伺いたいと存じます。